

日本学生支援機構

大雨による災害に係る奨学金について

対 象	大学院生、大学生（専攻科含）、短大生 ※留学生除く
適用地域	鳥取県（鳥取市）、島根県（松江市・出雲市・安来市・雲南市） 静岡県（熱海市）、鹿児島県（出水市・薩摩川内市・伊佐市・薩摩郡さつま町・始良郡湧水町） （令和3年7月1日～災害救助法適用地域）
該当事由	上記適用地域において、災害等で被害を受けたことにより、 家計が急変した場合（詳細は学生部まで）
奨学金の種類	給付家計急変 3か月ごとの適格認定（家計）による支援区分の見直し有り。 見直しによって支援対象外となる可能性もあります。 ※給付奨学金と併せて授業料減免の支援も受けられます。
	緊急採用 第一種奨学金（無利子） 貸与終期：令和4年3月31日まで
	応急採用 第二種奨学金（有利子） 貸与終期：修業年限の終了月まで
備 考	現在日本学生支援機構で第一種奨学金か第二種奨学金の貸与を受けている場合は、増額可能です。 給付奨学金第Ⅱ区分・第Ⅲ区分・支援対象外となっている場合でも、給付家計急変の申請は可能です。
問い合わせ 申し込み先	学生部（086-901-0514）